

灘中央防災福祉協議会

地域おたすけガイド

(地区防災計画)

令和2年3月作成

灘中央防災福祉協議会

灘中央防災福祉協議会地域おたすけガイド

- (1) 地域おたすけガイドは、地域の皆さんが災害時に活動する際に活用するものです。災害時は、周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、無理をせず、自分たちのできる範囲で活動を行うことが大前提です。
- (2) この地域おたすけガイドに記載している内容は完全ではありません。地域に適したガイドにするために、防コミで訓練を通して繰り返し検証して、どんどん見直していきましょう。
- (3) 災害時要援護者の支援については「災害時の要援護者への支援活動に関する取り決め」に基づき活動してください。

1 運営本部の設置基準

- ・ 震度 5 弱以上の地震が発生した場合、又は地震による被害が拡大する恐れがある場合。
- ・ 特別警報が出された場合。
- ・ 地域内に土砂災害警戒情報若しくは避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合。

2 活動方針

阪神・淡路大震災の教訓で、近隣の方々に助けあうことはとても重要です。しかしながら、周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、無理をせず、自分達の出来る範囲で防災活動を行いましょう!!

3 役員参集場所等一覧

防コミ運営本部	灘中央自治会館 (稗田地域福祉センターは土砂災害警戒区域内にある)					
ブロック	A 中原通 1～4、倉石通 1～4 水道筋 2～4	B 岸地通 2～3、大内通 3～4 泉通 3～4、灘北通 3～4				
	C 倉石通 5～6、水道筋 5～6	D 岸地通 5～6、大内通 5～6 泉通 5～6、灘北通 5～6				
防災資機材庫	岸地通公園	灘北公園		稗田地域福祉センター		
緊急避難場所 (屋内)	名称	※災害ごとの注意事項			備考	避難所
		土砂	洪水	津波		
	稗田小学校 2階体育館	○	○	○		○
緊急避難場所 (屋外)	名称	※災害ごとの注意事項			備考	
		地震	津波	大火		
	王子公園	○	○	○		
	(倉石公園)					
	(稗田公園)					
災害時要援護者 台帳保管場所	自治会長	防コミ会長			ブロック分はブロック長	
防災行政無線 保有者	稗田小学校	稗田地域福祉センター			〇〇氏	
	神戸市災害ナビダイヤル 0570-078500 (防災行政無線の放送内容などを聞くことができます。)					
その他必要な事項						

※「災害ごとの注意事項の見方」

- ・避難所の欄に○のある施設は避難所として利用が可能です。
- ・△：敷地の一部などが、警戒区域などの中に入るため、「備考」欄の注意事項を確認の上、緊急時のみ利用できる施設。
- ・×：警戒区域などの中に入るため、原則、利用できない施設。

4 防災資機材庫リスト

		岸地通公園	灘北公園 (まちづくりハウス)	稗田地域福祉 センター
	鍵保管者			
1	布バケツ	1 2	2 2	3 4
2	スコップ	2	4	3
3	パール	4	9	5
4	のこぎり	1	3	2
5	折りたたみのこぎり	4	7	4
6	斧		2	1
7	ハンマー	2	6	3
8	簡易ジャッキ		4	
9	ツルハシ	2	4	2
10	ボルトクリッパー		1	1
11	折りたたみ担架		1	
12	ジャッキ	2		2
13	携帯用コンクリート 破損器具			
14	とび口	2	1	
15	救助用ロープ			
16	チェンソー			
17	ヘルメット	3 1	1 5	2 0
18	手袋	3 6	3 6	
19	腕章		2 4	
20	ヘッドライト			2 0
21	トランジスタメガホン	1	2	
22	消火器		1	
23	収納庫 (中)		1	
24	サルベージシート	1	4	
25	携帯用発電機		1	
26	台車		1	
27	一輪車			
28	救急セット			
29	収納庫 (箱型)		1	
30	長靴			1 0
31	発電機	2		
32	懐中電灯	3		

① 地震

【災害発生直後】

個人の行動

1 地震発生直後の安全の確保

- 地震の揺れを感じたら、まず、丈夫なテーブルの下に隠れるなど、身の安全を確保する。
- 火を使用している場合は、可能な限り火を止める。
- 家族の安全を確認する。
- 火災が発生すれば消火器等で初期消火を行う。
- ラジオなどで情報の確認。

防災福祉コミュニティとしての活動

1 防コミ運営本部の立ち上げ

- 防コミ運営本部に役員が揃わないことが予想されるが、集まったメンバーで本部を立ち上げる。
- 本部に駆けつけた役員の中から統括防災リーダーを決定する。
- 統括防災リーダーは集まってきたメンバーで、情報班、活動班等の班編成を行う。
- 本部に地域の地図、防災マップ、災害時要援護者台帳などを配置する。また、メンバーで情報を共有するためホワイトボードや模造紙を準備する。

- 情報班は地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて、各ブロックに活動内容の具体的指示（情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救護等）を出す。
- 各ブロックの活動班の人員が不足している場合は、本部から人員を派遣する。

2 ブロック毎の災害対応

- 防災活動が可能な場合は、最寄りの「防災資機材庫」や「耐震性貯水槽」に集まり、数名で班を編成し防災活動を行う。
- ブロック長は資機材庫で、消火や救助など、対応すべき災害に応じた班を編成する。

3 情報収集・伝達

活動指示書①

- ラジオ、テレビ、防災行政無線等で地震情報等の収集を行う。
- 防災行政無線等により収集した地震情報等は、伝令等により、ブロック長に伝達する。
- 伝令等により、ブロック長から各地区内の被害状況や住民の安否等の状況調査を行う。

* 地震時は有線電話、携帯電話は使用できないと考えた方がよいです。



4 安否確認

活動指示書②

- 事前に用意している災害時要援護者台帳に基づき安否確認を行う。

* ドア等に安否確認済みの目印をつける、安否不明者宅に連絡票を

張るなどによる区別も効果的です。

5 消火活動

活動指示書③

- ブロック単位で耐震性貯水槽の小型動力ポンプやあらゆる消火器具等を活用し初期消火を行う。

- 出火場所を確認する。

- 消火活動人員の割り振りをする。

* 火災の規模によっては消火器やバケツリレーでの消火も重要です。

6 救出・救護活動

活動指示書④

- 二次災害に注意しながら、ブロック単位で防災資機材を使用し、負傷者を救出する。

* 救出にはジャッキやバール、のこぎりなどが有効です。

- 救出活動人員の割り振りをする。

- 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する。

7 災害時要援護者の避難支援

活動指示書⑤

- 自宅の損傷の状況等により、避難所等に避難する必要がある災害時の要援護者の避難支援を行う。
- 支援者の割り振りをする。

8 区や消防署への連絡

- 被害情報、活動情報等を区役所や消防署に連絡する。

9 緊急避難場所・避難所の開設

- 学校関係者や区役所職員と協力して緊急避難場所・避難所を開設する。



□は、その行動が完了したら✓をつける。

② 風水害

【災害発生前】

1 防コミ運営本部の立ち上げ

- 防コミ運営本部に役員が揃わないことが予想されるが、集まったメンバーで本部を立ち上げる。
- 本部に駆けつけた役員の中から統括防災リーダーを決定する。
- 統括防災リーダーは集まってきたメンバーで、情報班、活動班等の班編成を行う。
- 本部に地域の地図、防災マップ、災害時要援護者台帳などを配置する。また、メンバーで情報を共有するためホワイトボードや模造紙を準備する。

2 情報収集・伝達

- 防災行政無線、ラジオ、テレビ等から気象情報、避難情報、土砂災害警戒情報等を収集する。
- 収集した情報は、有線電話、携帯電話等により、ブロック（自治会）長に伝達する。
- 洪水や土砂災害の危険性が予測される場合は、早期の自主避難を呼びかける。

3 組織内の連絡体制の確保

- 情報伝達の手段や順番（誰が誰にどのように伝えるのか）をあらかじめ整理しておく。

4 災害時要援護者の避難誘導

- 洪水や土砂災害の危険性が予測される場合、災害時要援護者に対して、各ブロックの活動班により避難誘導を実施する。

5 資機材等の確保

- 災害発生時に備えて、非常食等の確保をする。
- 稗田地域福祉センターは土砂災害警戒区域内にあるため、あらかじめ防災資機材を確保しておく。

1 防コミ運営本部による指揮

- (【災害発生前】と同様の方法で防コミ運営本部を立ち上げる。)
- 情報班は地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて、各ブロックに活動内容の具体的指示(情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救護等)を出す。
- 各ブロックの活動班の人員が不足している場合は、本部から人員を派遣する。

2 ブロック毎の災害対応

- 防災活動が可能な場合は、最寄りの「防災資機材庫」や「耐震性貯水槽」に集まり、数名で班を編成し防災活動を行う。
- ブロック長(単位自治会長等)は「救出・救護」など、対応すべき災害に応じた班を編成する。

3 情報収集・伝達

活動指示書①

- 防災行政無線、ラジオ、テレビ等から気象情報、避難情報、土砂災害警戒情報等を収集する。
- 防災行政無線等により収集した気象情報等は、有線電話、携帯電話等により、ブロック長に伝達する。
- 有線電話、携帯電話等により、ブロック長から各地区内の被害状況や住民の安否等の状況調査を行う。

4 安否確認

活動指示書②

- 事前に用意している災害時要援護者台帳に基づき安否確認を行う。

* ドア等に安否確認済みの目印をつける、安否不明者宅に連絡票を張るなどによる区別も効果的です。

5 救出・救護

活動指示書③

- 二次災害に注意しながら、ブロック単位で防災資機材等を使用し、被災者を救出する。

- 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する。

6 区や消防署への連絡

- 被害情報、活動情報等を区役所や消防署に連絡する。

7 緊急避難場所・避難所の開設

- 学校関係者や区役所職員と協力して緊急避難場所・避難所を開設する。

③ 共通事項

【数時間後～3日（72時間）ぐらいまで】

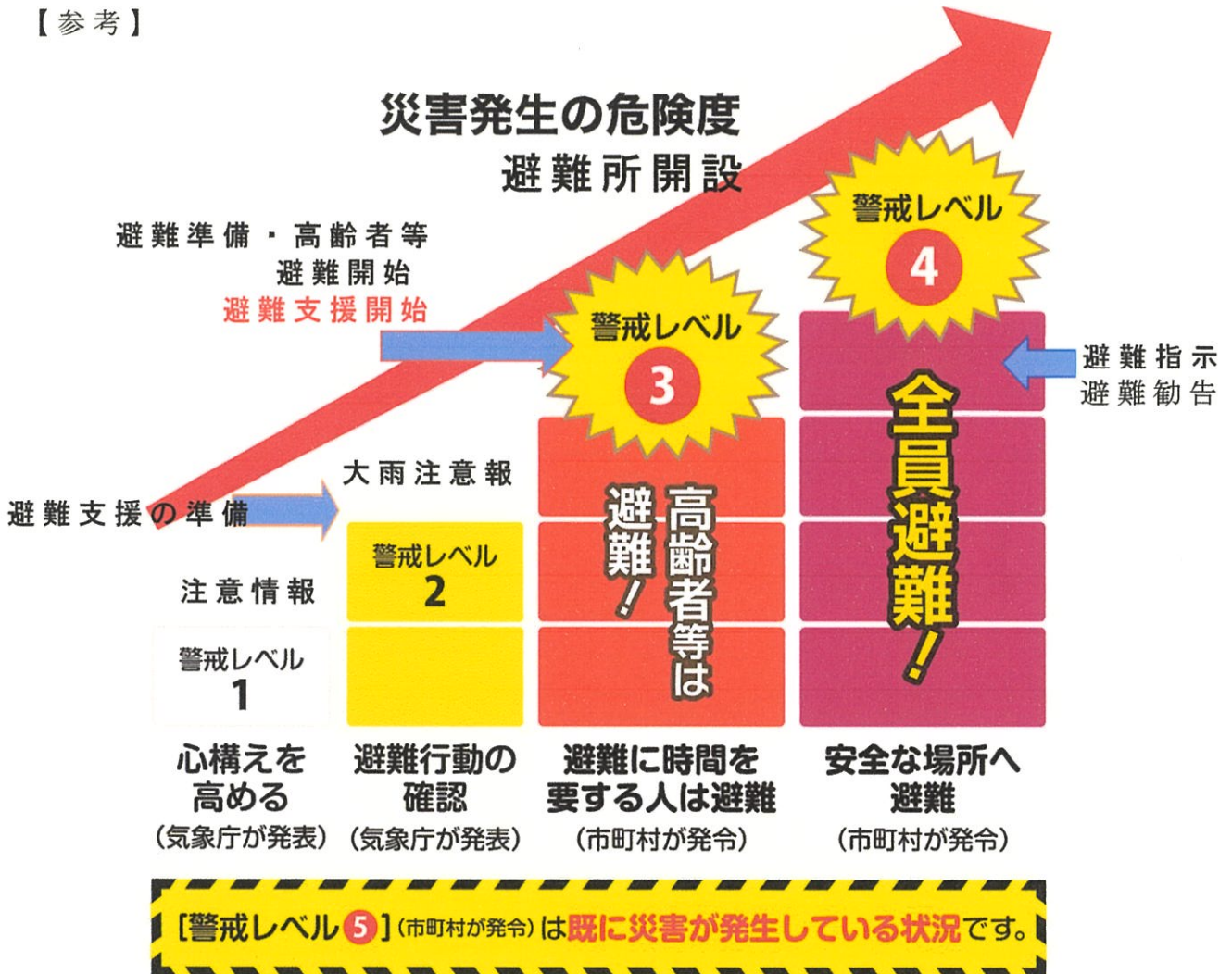
1 役割分担の見直し

- 防災福祉コミュニティの役員の集結状況や災害の状況に応じて役割を見直す。

2 防火・防犯パトロール

- パトロール班を結成し、交代で地域内のパトロールを行う。

【参考】



災害時要援護者とは

災害が発生した場合に、安全な場所に避難したり、避難所での生活において困難が生じて、まわりの人の助けを必要とする方

- ・障がいのある方
- ・介護が必要な方
- ・高齢者（ひとり暮らしの方、高齢者世帯など）
- ・難病患者、乳幼児、妊産婦のほか、災害時に負傷した方など自力で避難することが難しい方



この事業は、「公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構」と「ひょうご安全の日推進県民会議」の助成を受けて実施しています。

灘中央自治会

災害時の要援護者への支援活動に関する取り決め

1 要援護者支援活動の内容

- | 【平常時】 | 【災害時】 |
|----------------------|---|
| 1) 平常時における声掛けを行う。 | 1) 要援護者に災害情報を伝達する |
| 2) 防災訓練への参加の働きかけを行う。 | 2) 要援護者の安否と必要な支援を確認する。 |
| 3) 災害に関する情報の提供を行う。 | 3) 要援護者の避難誘導を行う |
| 4) 要援護者への支援計画を策定する。 | 4) 要援護者の救出・救護が必要な場合は、行政機関や近隣住民等に救助を求める。 |
| | 5) 避難生活の支援を行う。 |

2 要援護者台帳掲載者

- 介護保険の要介護度3以上の方
 - 身体障害者手帳1・2級の方
 - 療育手帳Aの方
 - 65歳以上の単身世帯・75歳以上の方のみの世帯
- } のうち、登録を希望した方

3 支援活動組織

- (本部) . . . 要援護者台帳と要援護者マップの管理者
- 防災福祉コミュニティ会長
- 灘中央自治会会長
- (ブロック長) . . . 要援護者台帳と要援護者マップの管理者
- 支援者から選任
- (支援者)
- 地域の要援護者の情報を平常時から把握し、災害時の支援内容について理解しておく。

4 活動要領

- (地震)
- 震度5弱以上の地震が発生した場合、緊急の連絡を受けなくても、灘中央自治会館へ集合する。(鍵は各ブロック長が管理。)
- その後、本部の判断により安否確認を行う。
- 避難誘導が必要な場合は、ブロック長を通し、本部に報告する。
- (大雨等災害)
- 警戒レベル3(避難準備・高齢者等避難開始)が発令された場合は、情報伝達をし、必要に応じて避難支援を行う。

※要援護者の避難場所は灘中央自治会館

灘中央防災福祉コミュニティ防災マップ

凡例

	緊急避難場所		公衆電話
	防災資機材庫		防災行政無線
	防火水槽		大型車両通行不可
	ポンプ		行き止まり
	コンビニ		
	大きな病院		
	AED		

福住小学校
警戒区域内、緊急時のみ

アンキョ入口
ものが詰まるおそれ

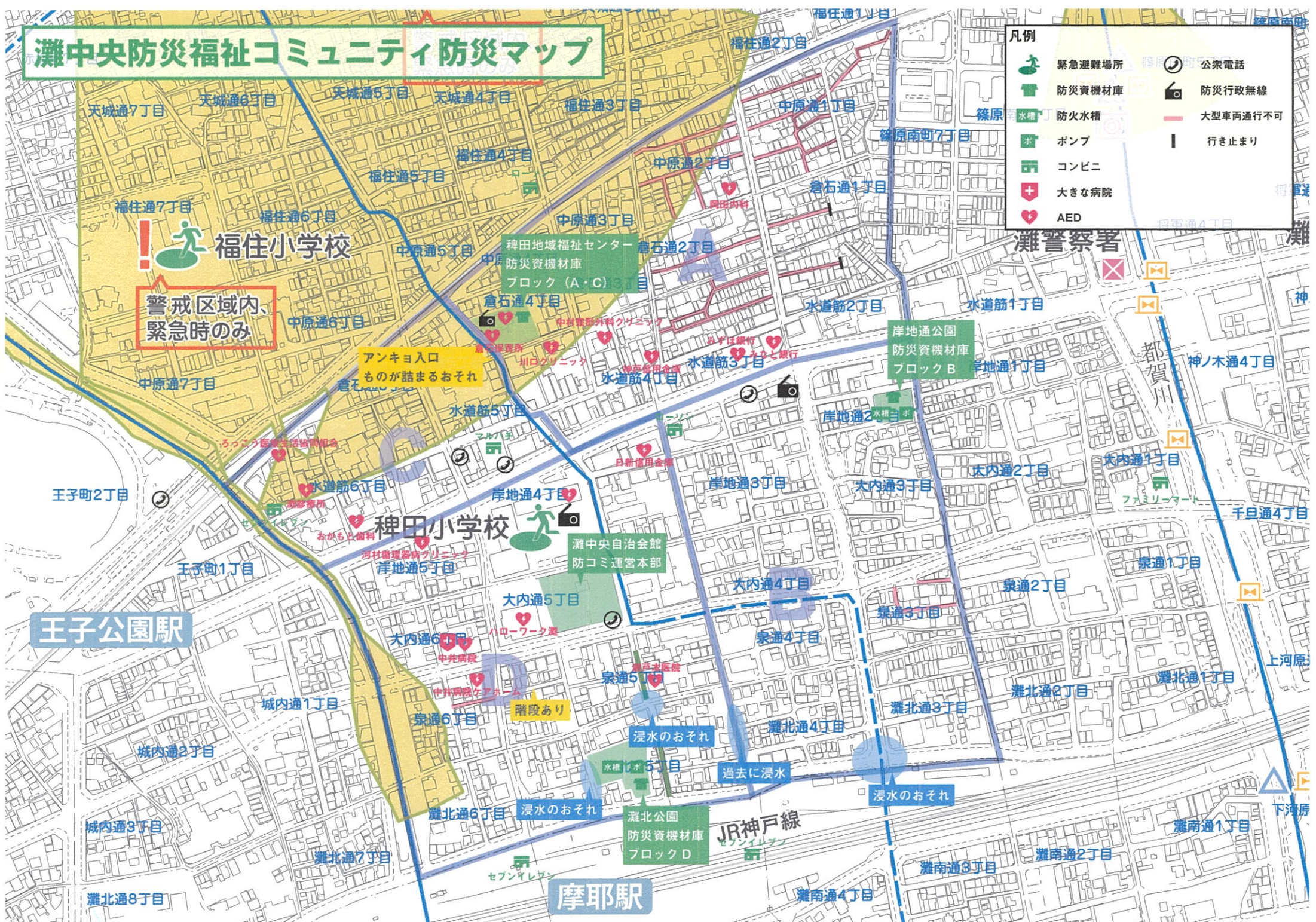
王子公園駅

稗田小学校

摩耶駅

灘警察署

JR神戸線



情報収集・伝達 ①

- 1 ラジオ、テレビ、防災行政無線等で災害情報等の収集を行う。
- 2 地域内の災害情報を把握する。

情報収集・伝達手順

1 情報収集

収集した情報はホワイトボード等に時系列で記載する。

(1) ラジオ等での情報収集

通信手段が確保されている場合は、ラジオ、テレビ、防災行政無線のほか、電話等も活用する。

(2) 行政からの情報収集

各種機関へ直接連絡を取り、必要な情報を収集する。また、定期的に区役所等に出向くなどして、公開されている情報を収集する。

(3) 各ブロックからの情報収集

2 情報伝達

情報を伝える手段として、ハンドマイク、広報掲示板、回覧板も効果的に活用する。

安否確認 ②

- 1 安否確認情報の収集
- 2 安否不明者の確認
 - (1) 事前に用意している災害時の要援護者名簿に基づき安否確認を行う
 - (2) 事前に用意していない場合は、民生・児童委員等と協力し安否確認を行う

訪問先での確認手順

- 1 外観の確認
建物に甚大な被害がないかを確認してください。
- 2 声かけ・呼びかけ確認
門の外側で大きな声で呼びかけ、安否を確認する。
- 3 ドアをノックする
応答がないときは、呼びかけと一緒にドアをノックしてみてください。
- 4 庭、勝手口等の確認
状況が把握できないときは、庭、勝手口などの確認をしてください。

消火活動 ③

- 1 ブロック、自治会単位で耐震性防火水槽の小型動力ポンプ等を活用し初期消火を行う。
- 2 出火場所を確認し、消火活動人員を割り振る。

消火活動手順

1 消火用水の選定

- (1) 火元に近い消火用水を選定し、強風時には風上側の消火用水を使うなど風向きに注意する。
- (2) 河川使用時はストレーナーを水の流れに向けて投入し、浮かび上がらないようにする。
- (3) ポンプから水面までの高低差はC級で7m以内、D級で4m以内を目安とする。

2 ホースの延長要領

- (1) 道路、建物の曲がり角では大きく曲げて、折れやねじれ、引きずりを避ける。
- (2) ホースの結合は漏水しないように確実に行う。

3 送水の時期

- (1) ホースの延長状況や筒先担当の「放水始め」の合図があつてから送水する。
- (2) 放口コックを開けるときは筒先の反動力を考え徐々に行う。

救出・救護活動 ④

- 1 ブロック、自治会単位で防災資機材（ジャッキ、のこぎり、バール等）を活用し、協力して救出活動を行う。
- 2 救護（応急手当）を実施する。

救出・救護手順

1 被害の実態把握

- (1) 倒壊建物に取り残されている人がどのような状態か（けがの程度も含めて）確認する。
- (2) 建物の倒壊状況および内部に進入するスペースがあるかを確認する。
- (3) 二次災害が発生する危険要因がないか確認する。

2 二次災害の防止

- (1) 木片、トタン、ガラス等の軽量物を除去する。
- (2) 柱、梁等の大きな物の周辺物を除去するときは、これらの大きな物がずれたり倒壊しないようにロープ等で支持、固定する。
- (3) 火災の発生に備え、消火器や水バケツを用意する。ガスの元栓や電気のブレーカーは早期に閉止や遮断を行う。

3 要救助者の救出

- (1) 要救助者の近くまで掘り進んだ後は資機材を使わずに手作業にする。
- (2) 要救助者を無理に引き出そうとしない。

4 応急手当

出血しているときは清潔なガーゼ等で傷口を圧迫止血する。

災害時要援護者の避難支援⑤

自宅の損傷の状況等により、避難所等に避難する必要がある災害時の要援護者の避難支援を行う。

避難支援のポイント

- 1 一人暮らし高齢者**
迅速な情報伝達と避難誘導、安否確認および状況把握が必要。
- 2 寝たきりの要介護高齢者**
避難時は車いす、担架、ストレッチャー等の補助器具が必要なことがある。
- 3 認知症の人**
安否確認、状況把握、避難誘導の援助が必要。
- 4 視覚障がい者**
音声による情報伝達や状況説明が必要。避難誘導等の援助が必要。
- 5 聴覚障がい者**
補聴器の使用や、手話、文字、絵図等を活用した情報伝達および状況説明が必要。
- 6 言語障がい者**
手話、筆談等によって状況を把握することが必要。
- 7 在宅人工呼吸器使用者**
避難所での電源確保が必要。